投資信託のご購入に際し、 お客さまにご理解いただきたいこと

お客さまが投資信託をご購入する際には、以下の2つの注意点を十分ご理解いただいた上で、当該投資信託の「投資信託説明書 (交付目論見書)」を必ずご覧いただき、ご自身の判断で投資に関する最終決定をなさるようお願いいたします。

注意点(1) お客さまにご負担いただく費用について(消費税率10%の場合)

	種類	料率	費用の内容	ご負担いただく費用金額のイメージ (金額は左記の料率の上限で計算しています)
直接的に ご 負 担 いただく 費 用	購入時手数料	0~3.3% (税込)	購入時の商品説明または商品 情報の提供、投資情報の提供、 取引執行等の対価です。	基準価額10,000円の時に100万口 を購入される場合、最大33,000円を ご負担いただきます。
	信託財産留保額	0~0.5%	換金に伴い必要となる費用等を 賄うため、換金代金から控除され、信託財産に繰入れられます。	基準価額10,000円の時に100万口を換金される場合、最大5,000円をご負担いただきます。
信託財産で 間接的に ご負担 いただく 費用	運用管理費用(信託報酬)	年率 0~1.98% (税込)	投資信託の運用・管理費用として、販売会社、委託会社、受託会社の三者が、信託財産の中から受け取る報酬です。	基準価額10,000円の時に100万口を保 有される場合、 <mark>最大1日あたり約55円</mark> を ご負担いただきます。
	その他の費用・手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、 資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。(その他の費用・ 手数料については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことがで きません)		

※費用の種類や料率等は販売会社や個々の投資信託によって異なります。上記費用の料率は大和アセットマネジメントが運用する一般的な投資信託の料率を表示しております。ファンド・オブ・ファンズでは、ファンドが投資対象とする投資信託の運用管理費用等を別途ご負担いただきます。また投資信託によっては、運用実績に応じた報酬や換金手数料をご負担いただく場合があります。※手数料等の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。※投資信託により異なりますので、くわしくは販売会社にお問合わせください。また、詳細につきましては「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

注意点 ② 投資信託のリスクについて

投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。投資信託が投資する有価証券等によりリスクの要因は異なりますので、お申込みにあたっては、投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

■当資料のお取扱いにおけるご注意

- ■当資料は投資判断の参考となる情報提供を目的として大和アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、勧誘を目的としたものではありません。 投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- ■当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は 過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。 また、記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。
- ■当資料は資料作成時点の情報に基づき、NISA制度について説明したものであり、将来の税制改正等により変更となる場合があります。
- ■当資料で掲載した図はイメージです。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商 号 等 大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会 一般社団法人投資信託協会

- 一般社団法人日本投資顧問業協会
- 一般社団法人第二種金融商品取引業協会





「NISA」はNippon Individual Savings Account

NISAとは「少額投資非課税制度」のことで、イギリスのISA(Individual Savings Account=個人貯蓄口座) をモデルにした日本版ISAとして、NISA(ニーサ)という愛称がつけられました。



お得な非課税制度「NISA」をはじめよう



NISAとは?

NISA(ニーサ)は、個人の資産形成を支援するための税制優遇制度です。 通常、株式や投資信託などへの投資で得られた利益(売却益や配当・分配金)には 約20%の税金がかかりますが、NISA口座を利用した場合は非課税になります。



課税口座

NISA口座

税率 20.315%*

例えば・・・運用して100万円の利益が出た場合





利益を まるまる 受け取れる

が課税されます。2013年1月から 2037年12月末までの25年間は、復興 特別所得税0.315%が上乗せされます。

NISA 3つのポイント



非課税投資枠は年間最大360万円 2つの枠を併用できます

*購入時手数料等を除く









非課税保有期間は無期限 期限を気にせず運用できます

つみたて投資枠 成長投資枠

運用益はずっと非課税



生涯の非課税保有限度額は 最大1,800万円*1 売却すれば枠を再利用できます*2

- *1 成長投資枠はそのうち1,200万円が上限
- *2 売却した商品の簿価分の非課税枠を翌年以降に再利用可能



※上記は、当資料作成時点の情報に基づくものであり、将来の税制改正等により変更となる場合があります。

NISAの概要

	つみたて投資枠(囲	成長投資枠	
年間投資枠 (上限額)	120万円 合計 3 亿	240万円	
非課税保有期間	無期限	無期限	
非課税保有限度額	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
(総枠)		うち成長投資枠 1,200万円	
制度 (口座開設期間)	恒久	恒久	
投資対象商品	長期の積立・分散投資に 適した一定の投資信託	上場株式•投資信託等*1	
対象年齢	18歳以上*2	18歳以上*2	

- *1 整理·監理銘柄、信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外
- *2 NISA口座を開設する年の1月1日現在で18歳以上の国内居住者が対象

NISA利用時の注意点

NISA口座は1人1口座

ただし、NISA口座を 開設する金融機関は 1年単位で変更可能です。



新規での投資が対象

現在保有している株式や 投資信託をNISA口座に 移すことはできません。



損益通算•繰越控除不可

NISA口座の損失は、 他の口座の利益との 損益通算や繰越控除は できません。



※当資料中において、上場株式を「株式」、公募株式投資信託を「投資信託」または「ファンド」と表記する場合があります。

NISAの活用ポイント



つみたて投資枠と成長投資枠の2つの枠を利用できます

NISA口座は、「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の2つの枠で構成されており、それぞれ購入方法や 投資できる商品、年間投資上限額が異なります。

つみたて投資枠 成長投資枠 ●年間投資枠 ●年間投資枠 240万円 ●購入方法 ●購入方法 積立投資 一括投資•積立投資 ※「1ヵ月に1回」など定期的に一定金額の買付けを行なう方法 ● 投資対象商品 ●投資対象商品 長期の積立・分散投資に適した 低コストの投資信託*など つみたて投資枠の対象商品 に加えて *金融庁が定める以下の要件を満たした投資信託 それ以外の**投資信託*1・上場株式***2など 販売手数料はゼロ(ノーロード) ●信託報酬は一定水準以下 *1 信託期間20年未満、毎月分配型およびデリバ ●信託期間が無期限または20年以上 ティブ取引を用いた一定の投資信託等を除く ●毎月分配型ではない *2 整理・監理銘柄を除く ●デリバティブ取引による運用を行なっていない (ヘッジ目的の場合等を除く) …など ●年間上限120万円まで利用する場合の例 ●年間上限240万円まで利用する場合の例 毎月10万円×12回投資 240万円を一括投資 每月20万円×12回投資 240万円 240万円 120万円 年初 年初 年初 年末 年末 年末



2つの枠は併用できるので、毎月コツコツ積立投資をしながら、 余裕資金ができた時に成長投資枠で一括投資することも可能です!

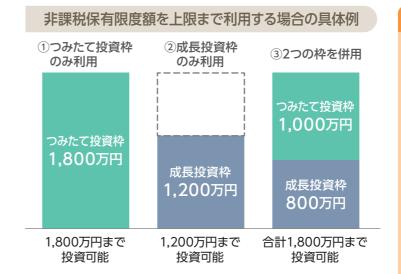
> 成長投資枠では幅広い金融商品から選べて、 一括でも積立でも購入できるんだね!



※上記は、当資料作成時点の情報に基づくものであり、将来の税制改正等により変更となる場合があります。

生涯を通じて最大1,800万円まで非課税で投資できます

NISA口座で保有する投資信託などの残高(非課税保有額)は買付け残高(簿価残高)で管理され、 1.800万円まで投資が可能です。ただし、成長投資枠のみを利用する場合の上限は1.200万円となります。





売却した分の非課税保有限度額の枠は再利用できます

NISA口座で保有する投資信託などを売却した場合、その買付額分だけ非課税保有額が減少し、 翌年以降に再利用が可能となります。ただし、年間投資枠を超えて投資することはできません。

非課税保有限度額の枠を再利用する場合の具体例

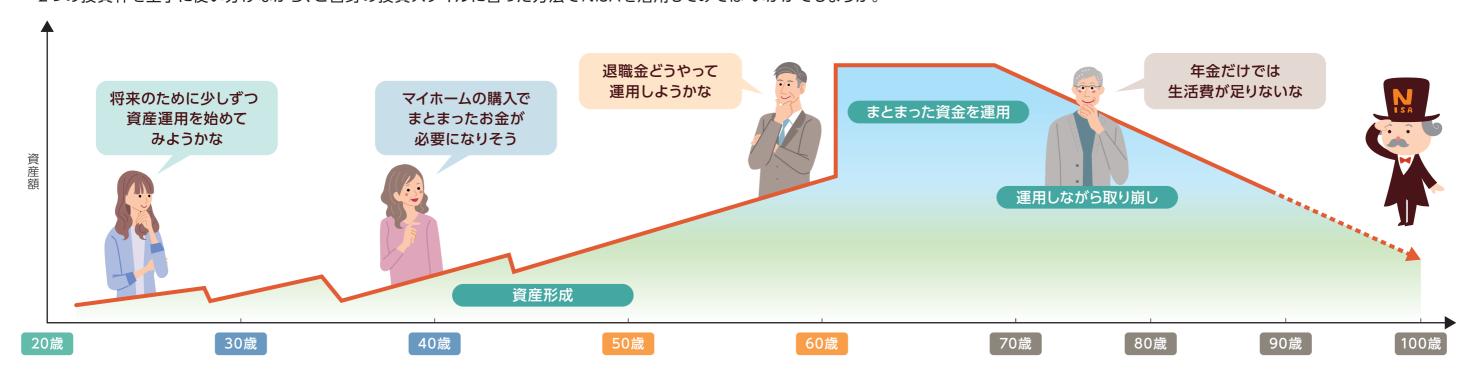
例えば、毎年360万円ずつ投資した場合、5年目に非課税保有限度額の1.800万円に達するため、6年目以降は NISA口座での買付けができません。しかし、仮に5年目に運用資産を全て売却した場合、翌年6年目以降に 非課税枠が復活し、再び年間360万円までの投資が可能になります。



人生100年時代、自分に合った方法でNISAを活用しよう

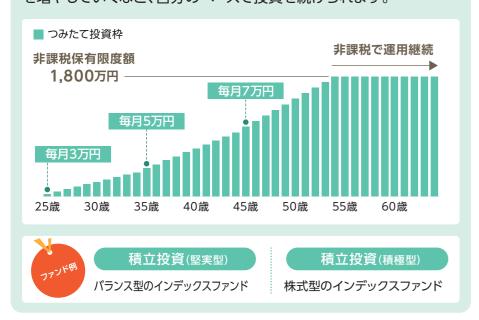


NISAは、生涯1,800万円まで、無期限に非課税で投資できるため、人生100年時代の長期的な資産形成に活用することができます。 また、売却した分の非課税保有限度額の枠は再利用できるため、ライフプランに合わせて積み立てたり、取り崩したりしながら柔軟に運用することも可能です。 2つの投資枠を上手に使い分けながら、ご自身の投資スタイルに合った方法でNISAを活用してみてはいかがでしょうか。



活用パターン^① 時間を味方につけて運用! つみたて投資枠でコツコツ将来の資産づくり

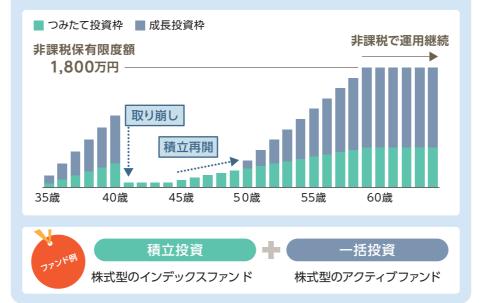
まずは無理のない範囲で積立額を設定し、じっくり時間をかけて資産づくりに取り組むことも可能です。例えば、つみたて投資枠で毎月3万円から積立投資を始め、収入の増加に合わせて10年ごとに積立額を増やしていくなど、自分のペースで投資を続けられます。



活用パターン②ライフ・

ライフイベント に合わせて運用! コツコツ積み立て ながら、成長投資枠で一括投資

2つの枠を併用し、毎月コツコツ積 立投資を続けながら、ボーナス月 などに成長投資枠で一括投資す ることも可能です。また、住宅取得 などで資産を取り崩した場合には その分の枠を再利用できるため、 様々なライフイベントの資金準備 に柔軟に活用できます。

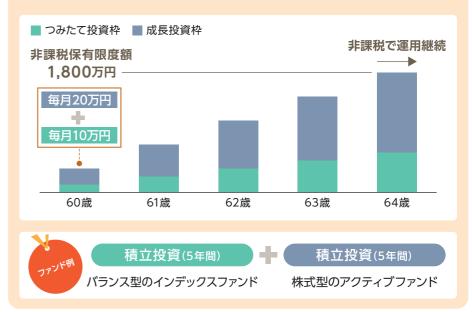


活用パターン③

| まとまった資金を有効活用!

年間投資枠をフル活用し最短5年で1,800万円投資

2つの枠を短期間で年間上限額まで活用することも可能です。例えば、 毎月30万円ずつ、5年間かけて時間分散しながら投資を行ない、その後 も継続保有することで、まとまった資金で安定的な運用が目指せます。 また、取り崩し期には定期分配型ファンドを活用する方法もあります。



※上記の活用例はあくまで一例です。

(出所)各種資料を基に大和アセットマネジメント作成 6

資産運用のキホンは「長期・積立・分散」



時間を味方につけて「複利効果」を活用しよう

長期投資のメリットのひとつに「複利効果」があります。複利効果とは、運用で得た利益を当初の元本にプラスして再び投資することで、利益が利益を生んでふくらんでいく効果のことをいいます。





※上記は元本100万円を年率10%で運用した場合のイメージです。※税金等諸費用は考慮していません。



※期間中、毎月末に積み立てたと仮定して算出(最終月は積み立てせず)。毎月複利。※税金等諸費用は考慮していません。 ※上記はあくまでシミュレーションであり、投資元本の安全性および将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

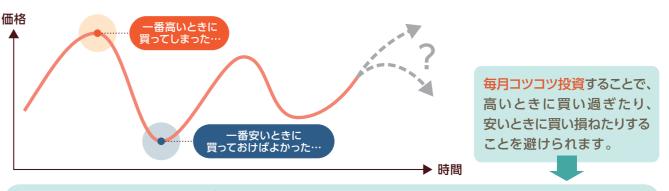
「分散投資」でリスクを軽減しよう

投資の世界には、「1つのカゴに卵を盛るな」という格言があります。投資先を1つに集中させず、 複数の資産・銘柄に分散させることで、保有資産全体のリスクを軽減することが期待できます。

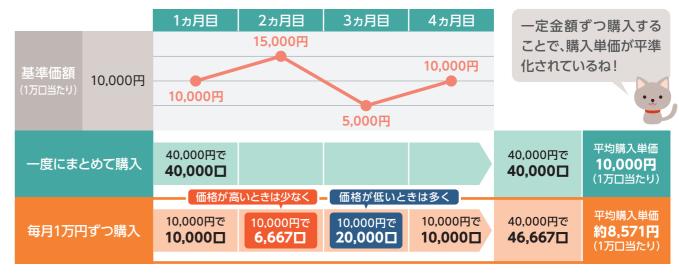


「積立投資」で購入単価を平準化しよう

積立投資とは、金融商品を一定の金額で定期的にコツコツと購入していく方法です。このような 投資手法は「ドル・コスト平均法」とも呼ばれ、購入単価を平準化させる効果があります。



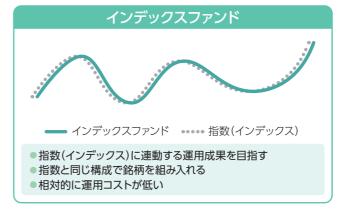
例えば、合計4万円分、投資信託を購入する場合

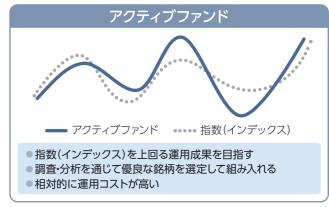


※上記はドル・コスト平均法の概念を説明するためのイメージです。※税金等諸費用は考慮していません。※ドル・コスト平均法は将来の収益を約束したり、相場下落時における損失を防止するものではありません。相場が継続して上昇し続ける場合等、一括投資の方が有利な場合があります。

「投資信託」で長期・積立・分散投資を手軽に実践!

投資信託とは、投資家から集めた資金をひとつにまとめ、運用の専門家が株式や債券などに投資する金融商品です。 投資信託にはさまざまな種類があり、運用手法によって大きく2つに分けられます。





[※]上記は一般的な特徴であり、すべてのファンドに当てはまるものではありません。

7

NISAに関するQ&A





複数の金融機関でNISA口座を開設することはできますか? また、つみたて投資枠と成長投資枠を別々の金融機関で利用することはできますか?

 A_{1}

NISA口座は同一年において1人につき1口座しか開設できません。 また、つみたて投資枠と成長投資枠の2つの投資枠は、1つのNISA口座内で管理されるため、別々の 金融機関で利用することはできません。



NISA口座を開設する金融機関を変更することはできますか?

A₂

年単位で金融機関の変更が可能です。

ただし、変更したい年分の非課税枠をすでに利用している場合、その年分の変更手続きはできません。 また、金融機関を変更する場合、変更前の金融機関のNISA口座で保有している商品を変更後の金 融機関のNISA口座に移すことはできません。

※利用者それぞれの非課税保有限度額については、国税庁において一括管理を行なうこととされています。



つみたて投資枠を利用せず、成長投資枠のみを利用することはできますか?



成長投資枠のみを利用することも可能です。

ただし、成長投資枠の上限額は年間240万円までとなります。つみたて投資枠の年間120万円分を利用しなかったとしても、その分を成長投資枠に振り替えることはできません。 また、成長投資枠で積立投資をすることもできます。



つみたて投資枠や成長投資枠を年間の上限まで使い切れなかった場合、 翌年以降に繰り越しできますか?



つみたて投資枠、成長投資枠ともに年間の上限まで使い切れなかった場合でも、その分を翌年に繰り 越すことはできません。



特定口座や一般口座で保有している商品をNISA口座に 移すことはできますか?



特定□座や一般□座で保有している上場株式や投資信託等をNISA□座に移すことはできません。



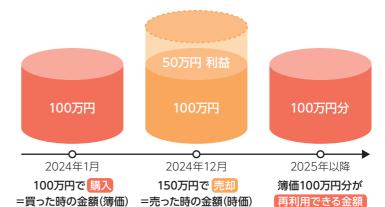
NISA口座内で購入した商品はいつでも売却できますか?

A6

NISA口座で購入した上場株式や投資信託等はいつでも売却できます。

2024年以降のNISAで買付けた商品を売却した場合、売却して空いた分の枠は、翌年以降に再利用可能となります。

ただし、再利用できる枠はその商品を売った時の金額(時価)ではなく、買った時の金額(簿価)である点に注意が必要です。



例えば、100万円で買った商品を150万円で売った場合、買った時の100万円分が再利用できる金額となります。



NISA口座で保有する商品を売却して損失が生じた場合、他の口座で生じた利益と損益通算することはできますか?



NISA口座では、配当金や売買益等は非課税となる一方で、損失はないものとみなされるため、他の口座(特定口座・一般口座)で生じた利益との損益通算はできません。また、損失を翌年以降に繰り越しすることもできません。

(出所)各種資料を基に大和アセットマネジメント作成 **10**

[※]上記は、当資料作成時点の情報に基づくものであり、将来の税制改正等により変更となる場合があります。

2023年までのNISAに関するQ&A



Q₈

2023年までのNISAを利用していますが、 あらためてNISA口座の開設は必要ですか?

A₈

2023年末までに一般NISAまたはつみたてNISAの口座を開設済みの方は、同じ金融機関で2024年 以降のNISA口座が自動的に開設されているため手続きは不要です。

なお、NISA口座をお持ちでない方は、口座開設の手続きが必要になります。

NISA口座 開設済み (自動開設)



Q₉

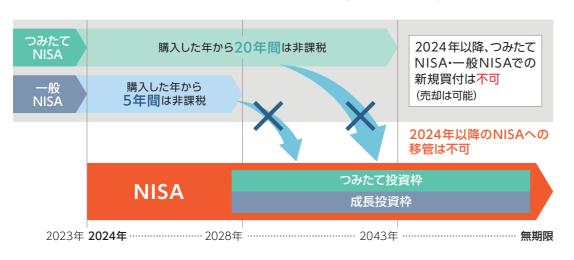
2023年までのNISA制度(一般・つみたて)で保有している商品を 売却する必要はありますか?

A

2023年末で、一般NISAとつみたてNISAの制度は終了しましたが、保有している商品を直ちに売却する必要はありません。

購入時から一般NISAは5年間、つみたてNISAは20年間、非課税のまま保有でき、売却も自由に行なえます。

ただし、非課税期間終了後、2024年以降のNISAに移管(ロールオーバー)することはできません。



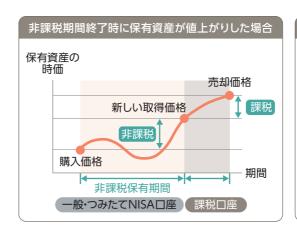
 $Q_{_{10}}$

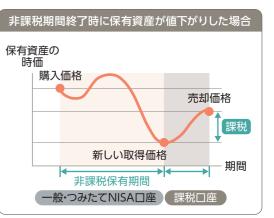
2023年までのNISA制度(一般・つみたて)で保有している商品は、 非課税保有期間が終了すると、どうなりますか?

A 10

一般NISA・つみたてNISA口座で保有している商品は、非課税保有期間(一般NISA 5年間・つみたて NISA 20年間)が終了すると、課税口座(特定口座・一般口座)に払出されます。 この場合、払出し時点の時価が課税口座における新しい取得価額になります。

なお、非課税期間終了時に保有資産が値下がりしていた場合、最初から課税口座で投資していた場合に比べて税金を多く支払うことになる可能性がある点に注意が必要です。





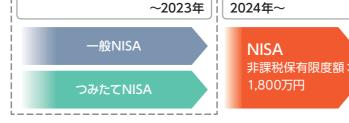
Q

2023年までのNISA制度(一般・つみたて)で投資した金額は、NISAの非課税保有限度額(1,800万円)に含まれますか?

A 11

2023年末までに一般NISA・つみたてNISAで投資した金額については、2024年以降のNISAの非課税保有限度額(総枠)である1,800万円の外枠で管理されます。

外枠で管理



1,800万円の枠は 2024年以降に投資 した分からカウント されます!



※上記は、当資料作成時点の情報に基づくものであり、将来の税制改正等により変更となる場合があります。

(出所)各種資料を基に大和アセットマネジメント作成 **12**

2023年までのNISAに関するQ&A

ジュニアNISA口座で保有している商品は、2024年以降、 どのように取り扱われるのですか?

ジュニアNISAは2023年で制度が終了しましたが、2023年末までに投資した商品については、 非課税保有期間(5年間)終了後、自動的に継続管理勘定に移管され、18歳になるまで非課税で 保有することが可能です。

18歳を迎えた後は、課税口座(特定口座·一般口座)へ自動的に払出されます。



- *継続管理勘定では18歳になるまで(1月1日時点で18歳である年の前年12月31日まで)、金融商品を非課税で継続
- ※なお、非課税保有期間(5年間)終了前に18歳を迎えた場合でも5年間は非課税で保有でき、非課税期間終了後に 課税口座へ払出されます。

ジュニアNISA口座の資金を18歳になる前に払出すことはできますか?

2024年以降はジュニアNISA口座の資金をいつでも非課税で払出せます。 ただし、18歳未満で払出す場合、一部のみを払出すことはできず、ジュニアNISA口座で保有 する全ての金融商品を払出した上で、当該ジュニアNISA口座は廃止されます。

ジュニアNISAの制度は終了しましたが、 18歳になるまでは引き続き非課税で保有できます! また、払出制限も緩和されました。



※上記は、当資料作成時点の情報に基づくものであり、将来の税制改正等により変更となる場合があります。

2024年にNISAが大幅リニューアル! これまでの制度と比べて使い勝手が大きく向上しました

2023年までのNISAの概要

	つみたて NISA	一般 NISA	ジュニア NISA
年間投資枠	40万円	120万円	80万円
非課税 保有期間	20年間	5年間	5年間*
□座開設期間	2023年まで	2023年まで	2023年まで
投資対象商品	長期の積立・分散 投資に適した 一定の投資信託	上場株式· 投資信託等	上場株式· 投資信託等
対象年齢 18歳以上		18歳以上	0~17歳

変更点 1 制度が一本化され、 2 年間投資枠が大幅拡大! 3 非課税保有期間が無期限に! 生涯投資枠(非課税保有限度額)が 最大1,800万円で新設! 売却分の枠が再利用可能に!



2024年から	のNISAの概要
---------	----------

	つみたて投資枠(併成	前 成長投資枠		
年間投資枠	120万円 合計36	0 5円 240万円		
非課税保有期間	無期限化	無期限化		
		1,800万円 方式で管理(枠の再利用が可能) うち成長投資枠1,200万円		
制度 (口座開設期間)	恒久化	恒久化		
投資対象商品	長期の積立・分散投資に 適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等 (一部の商品を除く)		
対象年齢	18歳以上	18歳以上		

- *2023年末までにジュニアNISA口座で投資した商品については、非課税保有期間(5年間)終了後、自動的に継続管理 勘定に移管され、18歳になるまで非課税で保有することが可能です。
- ※2023年末までにつみたてNISAおよび一般NISAの口座において投資した商品は、2024年1月以降はNISAの外枠で 管理され、2023年までのNISA制度における非課税措置が適用されます。

(出所)金融庁、各種資料を基に大和アセットマネジメント作成 14